

● ○ ● 用語解説集 ● ○ ●

* 1 社会福祉協議会（社協） （※本文 6 ページ）

市民と同じ視点から、きめ細かい地域福祉活動をめざし、誰もが安心して楽しく暮らせる人にやさしいまちづくりをすすめるために、地域住民や、ボランティア福祉団体、保健関連の方、行政機関の協力を得ながら、地域福祉推進を行う民間の社会福祉団体です。

* 2 超高齢社会 （※本文 11 ページ）

65 歳以上の人 が 総人口に占める割合のことを“高齢化率”といいます。この高齢化率が 7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」ということになります。日本は 1970 年に高齢化率が 7%を超え、1994 年には 14%を超えています。

* 3 要介護（要支援）認定 （※本文 14 ページ）

介護保険制度において、介護サービスの利用に先立って利用者が介護を要する状態であることを公的に認定するものです。一般的に、要介護認定は、介護保険法による介護を要する状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定を総称した、要介護等認定を意味します。

* 4 介護予防プラン （※本文 14 ページ）

高齢者が要支援・要介護状態になるのを防ぎ、もし要介護となっても、状態が悪化しないようにすることを目的としたプランをいいます。心身の状態に応じた様々な講座や事業もあります。

* 5 二次予防対象者 （※本文 14 ページ）

足腰の機能低下・閉じこもり・物忘れなどにより、近い将来「要支援・要介護状態」になる可能性が高い高齢者のことをいいます。平成 18 年度から厚生労働省による基準に基づき、全国の市町村で把握に努めています。高齢者（65 歳以上）人口の約 5%が二次予防対象者であると厚生労働省は推計しています。（要支援・要介護状態にならないために行う介護予防事業を「二次予防事業」といいます。対象者の呼称を市町村で定めることができ、半田市では「二次予防対象者」と呼んでいます。）

*** 6 高齢者虐待** (※本文 14 ページ)

高齢者の生命・生活の維持や人権・人格を侵す次のような言動のことをいいます。

- ①身体的虐待 (殴る・蹴る・やけどを負わせるなどの暴力行為)
- ②性的虐待 (本人との合意にもとづかない性的接触)
- ③金銭的・物質的虐待 (現金・クレジットカード等を無断で使う、資金を奪い取る等)
- ④言動的虐待 (ののしり・脅迫・侮辱・激しい叱責等)
- ⑤心理的虐待 (わざと返事をしない・蔑視する・あざ笑う等)
- ⑥世話の放棄・放任 (適切な介護をしない・できない、必要な保健福祉医療のサービスを利用しない等)

*** 7 認知症** (※本文 14 ページ)

後天的な脳の障がいにより、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいいます。認知症の高齢者は、症状が進むにつれて、1人で日常生活を送れない場合もあり、家族をはじめ、まわりの支援が必要となってきます。

*** 8 障がい者手帳** (※本文 17 ページ)

障がい者として公的に認定を受けると発行されるもので、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳などがあります。これらを所持し、提示することによって、公共機関などで料金の優遇やサービスを受けることができます。

*** 9 内部障がい** (※本文 17 ページ)

身体障害者福祉法で定める障がいのうち、内部障がいとは、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの6つを指します。

また、平成 22 年 4 月 1 日から、新たに肝臓機能障がいも追加されます。

*** 10 生活保護** (※本文 21 ページ)

生活に現に困窮している国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的とする制度です。生活扶助、住宅扶助、教育扶助などの保護の種類があります。

***11 災害時要援護者** (※本文 23 ページ)

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする方々をいいます。半田市では、ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障がい者などをいいます。

***12 民生委員・児童委員** (※本文 25 ページ)

法律に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行う方々です。民生委員は児童委員を兼ねています。

***13 ふれあいいきいきサロン** (※本文 25 ページ)

5～10人程度の少人数の参加者が歩いていける場所で、地域住民（ボランティア）と参加者とが共同企画して運営していく楽しい仲間づくりの活動のことをいいます。レクリエーションをしたり、お茶を飲んで休んだりと自由に過ごせる居場所となっています。

***14 認知症サポーター** (※本文 43, 50 ページ)

市町などが主催する『認知症サポーター養成研修』を修了され、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けた方々です。その印として“オレンジリング”が支給されます。（半田市では平成 25 年 3 月末現在で約 4,600 人の方が修了されています。）特別な活動を求められるわけではありませんが、日々の生活の中で認知症の人と出会ったときに適切な対応をすることが、認知症の人の支えになります。

***15 家庭訪問員** (※本文 50 ページ)

半田市の高齢福祉事業で、ひとり暮らしの高齢者や物忘れ・閉じこもりなどで見守りや声かけなど安全の確認が必要な方のお宅を訪問するボランティアです。活動するためには、半田市社会福祉協議会に登録していただくことになります。

***16 コミュニティビジネス** (※本文 68 ページ)

地域資源を活かしながら地域課題をビジネスの手法で解決する事業のことをいいます。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出します。

***17 権利擁護** (※本文 68 ページ)

虐待を受けている、自分ひとりで契約などの判断をすることに不安がある、お金の管理に困っているといった、虐待の防止や判断力が低下した方の権利を守ることをいいます。

***18 フリースペース** (※本文 74 ページ)

障がい種別に関係なく、誰でも自由に立ち寄ることができる場所で、そこでは、仲間との交流・情報収集・息抜き・地域生活をおくる上での困りごとの相談など、利用者の様々なニーズに応えることができる施設です。